

令和元年12月（第14回）教育委員会会議議事録

1. 開催の日時及び場所

令和元年12月17日（火）17:00～17:45

宇部市港町庁舎 3階会議室

2. 出席委員の氏名

野口 政吾 教育長

田村賢二郎 委員

山野あい子 委員

川崎 裕美 委員

重村 美帆 委員

3. その他議場に出席した者

佐野教育部長、床本参事、小林総務課長、藤井施設課長、三原学校教育課長、水津コミュニティスクール推進課長、民谷コミュニティスクール推進課副課長、伊藤総務課副課長、東野総務係長

4. 傍聴者 なし

5. 趣 旨

教 育 長： ただ今から、令和元年12月17日の第14回教育委員会会議を開催いたします。

本日は、4人の委員全員の出席がありますので、会議として成立していることを最初に報告します。

また本日は傍聴の申し出はありませんでした。

教 育 長： 続いて、今回の資料と合わせて送付しました、11月19日の第13回の議事録について、御意見等ありましたでしょうか。

（全委員異議なし）

教 育 長： それでは、第13回の教育委員会会議の議事録について、承認とさせていただきます。

教 育 長： 次に、本日の会議録署名委員の指名についてですが、本日の会議録署名人は山野委員にお願いします。

教 育 長： 本日の議題は、その他の事項として、「定期監査の報告について」、「令和2年度宇部市立小中学校教職員人事異動方針について」、「寄附の報告について」の3件となっておりますが、その前に、前回の教育委員会会議で承認いただいた「宇部市公民館条例廃止の件」について、市議会に提出された後、修正を行いました。この件について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局： 前回の教育委員会会議で承認いただいた「宇部市公民館条例廃止の件」が市議会に提出され、その中で、この議案に対して、公民館条例を廃止すると、それに伴って「宇部市非常勤職員の報酬及び費用弁償条例」の中から公民館運営審議会委員を削除されると思いますが、それはいつ条例改正を行うのですか、という質問がありました。その後、市議会文教民生委員会においても、同様に質疑があり、「宇部市非常勤職員の報酬及び費用弁償条例」も改正しないとお

かしい、一緒に改正すべきではないかという御意見がありました。この件につきましては、前回の会議の中で条例が廃止されると、公民館運営審議会も当然なくなるという説明させていただいており、併せて承認いただいているものと理解していますので、教育長と事務局で協議のうえ、教育長の判断において、議案の修正ということで差し替えを行いました。修正の内容としては、宇部市公民館条例廃止の附則として、従前は、令和2年4月1日から施行する。という表現でしたが、これに加えて、「宇部市非常勤職員の報酬及び費用弁条例」中に、「公民館運営審議会委員」という言葉が2か所出てきますので、それを削る修正をその場でさせていただいたものです。この修正に関しては、前回の御説明の中に含めて承認いただいた公民館運営審議会の廃止について、追加の修正させていただいたということで御理解いただけたらと思います。

教 育 長： ただ今の説明に対して、御意見御質問はありますか。

教 育 長： よろしいでしょうか。それでは、「宇部市公民館条例廃止の件」の修正についての報告は以上となります。

教 育 長： 次に、「定期監査の報告について」事務局から説明をお願いします。

事 務 局： 総務課から説明します。定期監査についてですが、小学校及び中学校を対象として9月2日から11月22日まで監査委員による監査が行われました、対象期間は平成30年4月1日から平成31年3月31日までとなっています。この中で、10月8日には鶴ノ島小ほか3校、10月9日には藤山小ほか3校で現地監査が行われました。監査の内容としては、監査資料を監査事務局に提出し、関係書類の調査、職員からの事情聴取が行われました。監査の結果は、「所掌事務のうち、予算の執行事務、収入事務及び現金取扱事務、支出事務、契約検収事務、財産管理事務について監査した結果、公印使用簿に記載がないもの、徴収した給食費の市への振り込みが遅れているもの、また、理科薬品の管理事務、学校施設利用許可手続等において、不適切な事例が認められた。理科薬品の管理については引き続き管理方法の徹底を、学校施設利用許可手続については教育委員会としての統一的な運用に努められたい。中でも、特に改善を要すると判断した事項として、学校備品の適正管理に関して学校に対する指導・徹底を図る必要がある」とされました。これは、「現地調査において、備品標示票が貼付されていないもの、現品の所在確認に時間を要するものなどの事例が見受けられたところであり、不十分な管理実態は、物品としての有効活用を阻害することに加え、多くの備品を保有する学校にあっては、亡失や不正売却等の事案が発生するリスクを高めてしまうことにつながるものである。備品の管理に関しては、備品管理台帳および標示票が正しく記載・貼付されていることが適正管理の前提であり、その上で、物品の定期的な照合・点検に加え、使用職員による物品の種類、特性等に応じた日常の適正管理等の実践について、教育委員会全体としての組織的な取組を図られたい。」と指摘されました。これについては教育委員会として今後適正に対処していきます。

教 育 長： ただ今の説明に対して、御意見御質問はありますか。

委 員： 今回、特に報告されたということはなにか理由がありますか。

事務局：今回、学校備品の適正管理に関して、中学校での不祥事案を受け、やはり備品の管理体制にも不備があったという指摘は免れないところであり、事務局としても重大に受け止め、今後の適正管理を図っていきたいということで報告させていただきました。

委員：理科薬品のほう砂などは、学童でもスライム作りなどで使用するのですが、厳重な管理が必要なのでしょうか。

事務局：厳重な管理ということではなく、管理規則上、台帳の記載に不備があれば改善を要する事項となります。

事務局：学校薬品の管理については、少しずつではありますが、改善を図っているところです。今回不備があった学校については、指導主事が現地で指導しています。今後さらに改善を進めるため、校長会でも再度指導したところです。

委員：現在では授業内容も多様化しており、様々な備品を持ち出して使用することも多いと思います。そうした際に、バーコードなどで簡単に管理することはできないのでしょうか。台帳などを作成すると、記入などに手間がかかるので、効率よく把握できるシステムが必要だと思います。

事務局：効率的な管理システム導入の可能性について、検討したいと思います。

委員：学校でフッ化物洗口を実施していますので、フッ化物についても適切な管理をお願いします。また、私たちも現場の様子を把握したいので、監査が実施された際は、報告をお願いします。

事務局：わかりました。

教育長：よろしいですか。

教育長：次に、「令和2年度宇部市立小・中学校教職員人事異動方針について」、事務局から説明をお願いします。

事務局：令和2年度宇部市立小・中学校教職員人事異動方針については、すでに資料を送付して、御確認していただき、御承認をいただいたところですが、あらためて説明します。この人事異動方針については、山口県教育委員会の方針を踏まえ作成しているものです。今回は、県の方針に大きな変更はなく、宇部市の方針についても、数か所県の表現に合わせる変更を行っています。

教育長：ご意見ご質問がありましたらお願いします。

教育長：よろしいでしょうか。

教育長：それでは、その他の事項「寄附の報告について」、事務局から説明をお願いします。

事務局：11月分の寄附の報告をします。11月12日、匿名の方から3,000円、小・中学校教育資金として、平成24年度から通算92回目の御寄附をいただいております。

教育長：他になにかありますか。

(全委員意見なし)

教育長：以上をもちまして、本日の会議を閉会とします。